

令和3年度事業計画

第1 基本方針

令和2年度は、我が国含め、世界において新型コロナウイルス感染症が感染拡大し緊急事態宣言に始まり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会という世界規模のイベントにおいても開催が延期され、様々な場面において、様々な物事について、新しい対応が求められたところであります。

そのような中、シルバー人材センター事業においても、全国的に大きな影響が出ているところであり、当会についても、会員役職員の感染者は未発生とはいえ、同様の状況であります。

また、社会経済状況や雇用情勢についても、企業活動が縮小しており、コロナ禍の終息が見込めないことを鑑みると、今後も労働市場における不安定な状況は継続することが懸念されている中で、本年4月からは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、70歳までの就業機会確保が、企業の努力義務とされたところであり、国の進める施策などにより、引き続き、戦略的な対応と取組の強化が必要とされております。

については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、「第2次会員100万人達成計画」を基本としながら、魅力ある事業としての更なる発展と認知の獲得の為に、大きな危機感を持ちながら、活力ある地域社会づくりに寄与することができる公益法人を目指し、以下の事業に取り組んで参ります。

第2 事業計画

I 高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する事業

1 雇用によらない就業機会の提供

(1) 受託事業

県内の民間事業所及び官公庁や家庭等からの発注(需要)と高齢者の就業ニーズ(供給)を調整しながら、これらの仕事を高齢者に提供できるようにするため、広域需給調整事業として、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センターと共に地域に密着し、高齢者と仕事との的確なマッチングのため、隣接センター等との広域的な受注調整を行うとともに、就業機会の提供を行う。具体的には、センター未設置の発注者からの要望や、就業場所が複数地域にわたる仕事の依頼等に対し、県内全域を事業活動の対象とする当会の重要な役割として、シルバー事業を円滑に推進していくために、会員の就業ニーズと受注した仕事を的確に合わせ、センターに対して情報の収集、提供に努めるとともに複数のセンターとの広域的

な対応のための需給調整、高齢者の就業機会の確保と提供を図る。

- ① 広域的な需給調整業務の推進

2 雇用による就業機会の提供

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これらそのような仕事を希望する一般高齢者及び会員を対象に提供することを、県内全域を対象としての業務を実施する法人として指定を受けていることから、法令を遵守した運営を行うために、全シ協や民間の職業紹介責任者講習会実施機関主催の職業紹介責任者講習会に参加した紹介責任者を置き、センターに対して、指導監督するとともに、岩手労働局長への報告書の提出等、センターを「職業紹介実施事業所」とし、実施体制を整え、役割分担の下に連携を密にし、職業紹介事業者として、適正に事業を実施する。

- ① 職業紹介責任者講習への参加
- ② 全拠点での実施
- ③ シルバー人材センター事業総合推進検討委員会の開催
- ④ 高齢法39条に係る業務拡大への積極的な取組の推進（拠点毎の個別要望も含む）

(2) 労働者派遣事業

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という。）第5条第1項の規定に関わらず、厚生労働大臣に届け出て、労働者派遣事業を行うことが出来ることから、派遣労働を希望するセンターの正会員を対象として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務として行い、センターを「シルバー派遣事業を行う事業所」とし、派遣法に適合した実施体制を整え、役割分担の下に連携を密にし、労働力の需給調整を行っていく。さらに、法令を遵守して行うため、全シ協や民間団体が主催の派遣元責任者講習に参加し、派遣元として、シルバー派遣事業の届出、事業報告等、労災保険関係等の成立の届出その他法令に基づく行政手続に関する業務、さらに、派遣先との労働者派遣契約及び派遣労働者との労働契約の当事者であることから、派遣元責任者を選任し、適正な派遣就業の確保、教育訓練管理、個人情報保護、派遣契約に対する庶務、会計管理等、派遣元の講ずべき措置について必要な対応を、労働者派遣事業主として、適正に事業を実施する。

- ① 派遣元責任者講習への参加
- ② 全拠点での実施
- ③ シルバー人材センター事業総合推進検討委員会の開催
- ④ 高齢法39条に係る業務拡大への積極的な取組の推進（拠点毎の個別要望も含む）
- ⑤ 教育訓練の実施（集合研修）

- ⑥ 安全衛生管理体制として、衛生管理者と産業医の確保と衛生委員会の実施

3 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

(1) 講習事業

県内の高齢化の状況、働く意欲のある高齢者の地域社会へのニーズ等を踏まえて、講習内容について、調査研究を行い、重点分野を定め、この分野に係る就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与することにより、実際の就業に結びつけながら、より広い就業分野での仕事の確保と機会の提供を行うため、一般高齢者及び会員を対象に実施する。

- ① 広域的な開催方法等で実施

4 高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、安全・適正就業の推進、調査研究、就業分野の開拓・拡大、相談・情報提供、社会参加活動の推進等

県内全域の事業を発展・拡充するため、全国の情報を入手しながら、上記の事業を推進するための諸活動として、地域に密着した事業を発展・拡充させ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、以下のとおり実施する。

(1) 普及啓発

県内全域で、県民、事業所、官公庁への普及啓発、並びに高齢者に対するシルバー事業への理解と加入促進及び意識啓発を目的とし、地域に密着した効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、ホームページ・行政機関広報等の活用、事業概要、カレンダー作成配布をセンターと共に連携し実施する。

- ① ホームページ、行政機関広報誌等の活用
- ② 事業概要、カレンダー作成配布
- ③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス、人と人とのつながりを促進するサービス）を活用した情報発信の取組
- ④ ホームページのリニューアル

(2) 安全・適正就業の推進

県内全域で、高齢者が自らの健康維持と安全の確保を図りながら、利用者に損害を与えることなく、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、また、シルバー事業や関係法令等の理解に努め、法令遵守により、事業を発展・拡充するために、安全・適正就業対策として、安全・適正就業推進委員会により、安全・適正就業推進計画等の策

定、安全・適正就業の推進に係る情報提供、指導・助言・研修を行いながら、効果的かつ着実に、地域に密着した事業を実施することから、安全就業と適正就業の意識高揚と啓発活動として、安全・適正就業推進委員会の開催、安全・適正就業推進強化月間を中心として、様々な形態での安全・適正就業の推進活動を実施する。

- ① 安全・適正就業推進委員会の開催
- ② 安全・適正就業推進強化月間を中心とした活動（別添令和3年度安全・適正就業推進計画のとおり）
- ③ 受注リストによる適正就業状況の確認と協議（令和3年7月1日時点での既契約案件）

（3）調査研究

県内全域で、高齢者や地域社会及び利用者含めた本事業への意識やニーズ等を把握し、地域に密着した事業を発展・拡充するため、第2次会員100万人達成計画に基づく取組等を行うと共に、事業実績の集計等を行い、ホームページ等により公開し、高齢者や地域社会及び利用者へ、計画に対しての実績等を踏まえ、様々なニーズに応えるための新しい事業展開等を調査研究し、事業内容に反映させ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、調査研究委員会の開催、事業実績の関係機関への周知を実施する。

- ① 調査研究委員会の開催
- ② 事業実績の関係機関等への配布
- ③ 第2次会員100万人達成計画に基づく取組（会員による1人1会員入会活動、1会員1仕事獲得運動の統一手法の協議）

（4）就業分野の開拓・拡大

県内全域で、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある社会づくりに寄与し、高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会の提供を受けることができるため、さらに、高齢者に相応しい仕事を受注することで、会員の確保に繋げると共に、利用者のニーズに応えた結果として、センター事業の発展・拡大に繋がることから、地域に密着した仕事の需給調整及び就業開拓等として、センターに対する情報提供、指導・助言を行いながら、役員等による事業所及び官公庁への訪問等、未設置町村への設置促進訪問を実施する。

- ① 役員等による事業所及び官公庁への訪問等の実施
- ② 未設置町村への設置促進訪問の実施

（5）相談・情報提供

県内全域で、シルバー事業を適正に実施するため、研修や会議等に参加し、様々な情報収集を行い、高齢者や地域社会及び利用者へ提供するために、センターを対象とした

相談・研修を実施する。また、地域の高齢者等を対象として、雇用、就業等に係る相談及び情報提供のための相談会等を実施する。

- ① 事業運営のために総合的な内容での研修の実施
- ② 人事の交流の推進
- ③ 全シ協SC事業指導事業の実施

(6) 社会参加活動の推進

県内全域で、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るために、多様な働き方を通じ、自主的活動に対する意識や、共助の精神で共働するという意識を高めることを、様々な形で社会参加等を通じて一般高齢者とセンターの会員を対象に活動する機会を提供する。

- ① 生涯現役を目指し、女性会員の輪・和を作る機会としての研修の開催

(7) 各種会議等の実施

県内全域で、高齢者が同じ条件の下に、働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県全体の事業拡大・発展を念頭に置き、県下統一的な見解の下に事業実施するために、センターの理事長会議、事務局長会議として、事業推進の方針を徹底する場として実施する。

- ① 理事長会議の開催
- ② 事務局長会議の開催
- ③ 法人運営委員会の開催

II 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業

1 高齢者活躍人材確保育成事業の実施

シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）を積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者、企業双方のシルバーに対する理解を深めること、高齢者がシルバーに興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行うことにより、シルバーの新規会員、新たにシルバーを活用する企業を増加させる。

また、現にシルバー会員であるが、新たな分野で活躍を希望している会員や実際の就業に今一步踏み出せない会員に対して、就業体験及び技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。

更に、シルバー連合を中心とした、労使団体、地方公共団体、労働局等が一体となった連絡会議を開催し、地域におけるシルバーの更なる活用促進を目指す。

- ① 広く高齢者、職種転換を希望するシルバー会員若しくは昨年度1年間就業していないシルバー会員（以下「高齢者等」という。）、企業等退職予定者、企業等の関

心を引きつけるためのシルバーに関する積極的な周知・広報

- ② 高齢者等の就業意欲や企業等の高齢者の積極的採用を喚起・促進させるためのシルバーでの就業体験の実施
- ③ 高齢者等の就業意欲を喚起・促進させるためのシルバーでの技能講習の実施
- ④ 地域におけるシルバーの更なる活用促進を目指すための、シルバー連合を中心とした、労使団体、地方公共団体、労働局等が一体となった連絡会議の開催